

令和6年度(2024年度)

生活指導部規定集

令和6年(2024年)4月1日
東京都立第五商業高等学校

【生徒心得】

第 1 一般心得

- 1 本校の生徒は、高等学校教育の本旨を自覚し、社会有用の人材となるようにつとめること。
- 2 いかなる場合にも暴力を用いず、他人の誹謗・中傷をしないこと。
- 3 安易に欠席、遅刻、早退をしないこと。
- 4 登下校の際は、交通ルール、マナーを守ること。
- 5 生徒証・生徒手帳は常時携行し、持ち物には必ず記名をすること。
- 6 娯楽的な書物やゲーム等を、学校に携行しないこと。
- 7 必要以上の金銭を所持せず、濫費、貸借をしないこと。
- 8 貴重品は各自の責任において管理し、必ずロッカーに入れ、施錠すること。
- 9 家庭での予習・復習を充分に行うこと。
- 10 弁当をできる限り持参し、健康な食生活を心がけること。
- 11 清掃をし、校舎内外の美化につとめ、ゴミは持ち帰ること。
- 12 すすんで挨拶をすること。

第 2 礼法

- 1 校内において、本校教職員および来賓に出あった時は会釈をする。
- 2 登下校の途中、または校外において、本校教職員および知人に出あった時は礼を行う。また生徒相互に礼を交わす。
- 3 教室内においてはコートを脱ぎ、授業の始終には起立して礼を行う。
- 4 言葉づかいは、品位を失わないようにする。
- 5 常に身だしなみを整え、態度を端正にし、粗野な言動を慎む。

【生活指導規定】

第 1 校内生活

- 1 登校時刻は午前 8 時 30 分とする。
- 2 下校時刻は午後 5 時とする。
- 3 延刻活動が認められた場合の下校時刻は午後 5 時 50 分、午後 6 時 50 分とする。
※延刻活動をする場合は、顧問またはそれに代わる教員が指導できる場合に限る。

※諸般の事情や定時制の活動により認められないことがある。

- 4 午後5時以降の普通教室棟への立ち入りは禁止とする。
- 5 登校後の外出は禁止とする。やむを得ない場合は許可を得ること。
- 6 欠席、遅刻、早退、欠課、見学、忌引、出停などの場合は、**Classi** または生徒手帳の所定の欄にその旨記入し、保護者押印の上、担任へ届け出ること。
- 7 休日登校における学校の使用は、午前9時より午後5時までとする。
※但し顧問もしくはそれに代わる教員が指導できる場合に限る。
※定時制等、諸般の事情により使用できない場合もある。
- 8 自転車通学の際は「自転車通学届」を提出し許可を得た後、自転車・乗車用ヘルメットステッカーを貼付すること。
- 9 オートバイや自動車運転による通学（自宅から最寄り駅間での利用、家族以外が運転するオートバイ・自動車の同乗を含む）は禁止とする。
- 10 服装は本校指定の制服を正しく着用するものとする（服装規定参照）。
- 11 鞆は無地で、黒、チャコールグレー、濃紺の単色のスクールバッグかリュックとする。
※メーカーのマークやロゴがバッグについていることについては問わないが、大きな模様や柄がついているものは不可とする。
- 12 校舎内では、本校指定の上履き（体育館を除く）を正しく使用すること。
- 13 髪は、パーマ、染色、脱色などの着色加工、つけ毛（まつ毛のエクステ、まつ毛のパーマを含む）などの装飾は禁止する。また髪をまとめるピンやゴムは黒系の無地とし、リボンは不可とする。
- 14 化粧、ピアス、マニキュア、指輪、ブレスレットその他装身具は禁止とする。
- 15 携帯電話、スマートフォン、タブレット等のデジタル機器は、授業中は電源を切り、鞆の中にしまうこと。
- 16 校内において金銭または物品を遺失、あるいは拾得したときは届け出ること。
- 17 校内における各教室等の使用目的に反する行動は慎み、出入りは決められた出入口のみを用いる。また廊下等でも不適切な行為をしないこと。
- 18 部室使用は原則放課後とし、その他の時間は顧問の許可を要する。また使用时以外は常に施錠し、関係者以外の入室を禁じる（部活動細則参照）。
- 19 施設・備品・校具の使用については使用者責任の上、許可を得ること。また定位置を移動させず、返却の際は報告をする。破損時には直ちに届け出て、当該教員の指示に従うこと。
- 20 臨時に集合、または避難の指示があった時は、迅速・静粛に指定の場所に集合または避難すること。
- 21 上記以外でも時間と場所、状況をわきまえた良識ある行動、言動に努めること。

第2 校外生活

- 1 校外にあっても五商生としての自覚と責任のある行動をとり、公序良俗に反せず、公共の場でのルール・マナーを守ること。通学途中においても、娯楽施設など好ましくない場所に立ち寄らないこと。
- 2 飲酒・喫煙については法律上禁止されている。所持や同席も特別指導の対象となる。
- 3 その他法令、法規、条例等に違反した行為はしないこと。抵触・違反した際は特別指導の対象となる。

第3 その他

生徒心得や生活指導規定における禁止事項などに違反した場合、当該学年や生活指導部による指導を行う。

【服装規定】

- 1 服装は本校指定の制服を正しく着用する。(生活指導規定第1－10)

【細 則】

(スカート型の正装)

学校指定のブレザーを着用すること。
学校指定のスカート、ベスト、紺ハイソックス
白色Yシャツ
学校指定のリボン

- ※ ブレザーの下に学校指定のセーター又は学校指定のベストを着用すること。

(スラックス型の正装)

学校指定のブレザー
学校指定のスラックス
白色Yシャツ
学校指定のネクタイ

- ※ ブレザーの下に学校指定のベストおよびセーターを着用することができる。
- ※ 登下校は必ずブレザーを着用し、スカート型の場合には指定のリボンを、スラックス型の場合には指定のネクタイ、を着用すること。
- ※ 始業式などの儀礼的行事や式典は正装とする。
- ※ インナー(Tシャツ等)は無地・白とする。
- ※ 5月と10月はそれぞれ併用期間とし、以下の服装でもよい。気温等によりブレザーを着用する場合には、スカート型の場合には指定のリボンを、スラックス型の場合には指定のネクタイを着用すること。

【夏服の規定】

(スカート型)

学校指定のスカート
白色Yシャツ、又は学校指定の校章入り紺ポロシャツ

- ※ 白色Yシャツ着用時は、学校指定のセーター又は学校指定のベストを着用すること。

(スラックス型)

学校指定のスラックス
白色Yシャツ、又は学校指定の校章入り紺ポロシャツ

- ※ 白色Yシャツを着用する際には、学校指定のベストおよびセーターを着用することができる。

- 2 夏服の着用期間は6月1日から9月30日までとする。
- 3 制服に手を加え、変形することを禁止する。またズボン、スカート共に折り曲げて着用せず、採寸時の着用位置を守ること。
- 4 靴は黒、褐色のローファーを原則とし、運動靴(白、紺、黒)も可とする。
- 5 靴下について、スカート型着用時は紺のハイソックスとする。また冬季(11月から3月まで)は黒のタイツ(80デニール以上)の着用を可とするが、重ね着は認めない。
スラックス型着用時は黒、紺、灰、白の無地のビジネス用ソックスとし、くるぶし丈やスポーツ用ソックスは不

- 可とする。
- 6 スカート型着用時はベルト使用不可とする。スラックス型着用時のベルトは黒系統のビジネス用単色ベルトを使用する。
 - 7 上履きは本校指定のものを使用し、かかとを踏みつぶさない。
 - 8 防寒用に着用するものはコートとする(ダウンコートは可、フリース、ジャンパーは不可)。黒・紺・灰の無地とする。
 - 9 事情により異装をしなければならないときは、生徒手帳の異装届欄に理由などを記入し、保護者押印の上、担任に提出する。

【部活動細則】

- 1 各部は顧問教員の指導のもと生徒会会則（第8章）を守り、定期的・継続的な活動を行う。
- 2 各部は部長、副部長、会計をおき、規約を作成しなくてはならず、規約に記載する必要事項は目的、名称、所在地、顧問、部員、部長等、運営、部費であり、これ以外の項目における加筆訂正は任意とする。また活動場所、活動日等の活動計画や部員一覧などを年度初めに届け出る。なお活動場所、活動日等については活動実績をもとに必要に応じて顧問、生活指導部で調整をする。
- 3 新入生は、原則、いずれかの部活動に加入する。
- 4 入退部は、届出用紙に必要事項を記入し、保護者承諾のうえ顧問印をもらった上で生活指導部に渡し、写しを担任に渡す。
- 5 定期考査1週間前から考査中の部活動は原則禁止とする。ただし、顧問及び生活指導部が必要と認めた場合には、特に認めることがある。このことは成績会議や入学選抜日前日も同様の扱いとする。
- 6 兼部については、現在加入している部とこれから入部する部の顧問に相談、許可をもらった上で、新たに入部届を提出する。
- 7 部室の管理は顧問及び各部の責任者が当たり、物品の保管、清掃、美化につとめる。なお部室を不正に使用した場合には、一定期間の使用を禁止する（生活指導規定1-18）。
- 8 愛好会
 - (1) 成立について
 - ① 会員の活動開始は、愛好会から始めることとする。
 - ② 会員が2名以上いる。
 - ③ 顧問が1名以上いる。
 - ④ 年間活動計画に基づく週1回以上の活動がある。
 - ⑤ 既存の部、同好会、愛好会との調整ができている。(活動内容、施設、活動場所など)上記①～⑤全ての条件を満たすとき、愛好会の設立を希望する団体の責任者(会長、顧問)はその旨を該当する部長会、総務委員会及び職員会議へ報告の後、3ヶ月の活動を行う。3ヶ月の活動の後、改めて愛好会設立の申請書を生活指導部に提出し、部長会、生徒総会の承認、職員会議を経て愛好会となる。

付記) 外部団体に所属する生徒が高等学校体育連盟などへの迅速な登録が必要であることを申し出た場合、当該生徒、保護者及び団体にその状況を確認する。その上で校長が必要と認めた場合は特別措置を講じる。
 - (2) 同好会への昇格
 - ① 会員が3名以上いる。
 - ② 顧問が1名以上いる。
 - ③ 年間活動計画に基づく週1回以上の活動がある。
 - ④ 既存の部、同好会との調整(活動内容、施設、活動場所など)ができている。
 - ⑤ 愛好会としての活動実績が3ヶ月以上ある。

上記 ① ～ ⑤ 全ての条件を満たすとき、同好会の設立を希望する団体の責任者（会長、顧問）はその旨を該当する部長会、総務委員会及び職員会議へ報告の後、3ヶ月の活動の後、改めて同好会設立の申請書を生活指導部に提出し、部長会、生徒総会の承認、職員会議を経て同好会となる。

(3) 廃会について

- ① 年度の終わりに会員が1名以下となる。
- ② 顧問がいない。
- ③ 年間活動計画ができていない。
- ④ 顧問及び会員が、今後の活動の継続が不可能と判断した場合。

以上のいずれかに該当する場合、部長会、生徒総会の承認の後、職員会議を経て廃会となる。

9 同好会

(1) 成立について

「8 愛好会（2）同好会への昇格」の規定による。

(2) 部への昇格について

「10 部（1）成立」の条項による条件を満たすとき、部への昇格を希望する同好会の責任者（会長、顧問）は部昇格の申請書を生活指導部に提出し、部長会、生徒総会の承認、職員会議を経て部へ昇格する。

(3) 愛好会への降格について

年度の終わりに会員数が2名以下となった場合、部長会、生徒総会の承認、職員会議を経て降格する。

(4) 廃会について

「8 愛好会（3）廃会について」の規定に準ずる。

10 部

(1) 成立について

- ① 部員が5名以上いる。
- ② 年間活動計画に基づく週1回以上の活動がある。
- ③ 顧問が1名以上いる。
- ④ 既存の部、同好会、愛好会との調整ができています。（活動内容、施設、活動場所など）
- ⑤ 原則、同好会としての活動が3ヶ月以上ある。

※「9 同好会（2）部への昇格」参照

上記 ① ～ ④ 全ての条件を満たすとき、部への昇格を希望する同好会の責任者（会長、顧問）は部昇格の申請書を生活指導部に提出し、部長会、生徒総会の承認、職員会議を経て部へ昇格する。

(2) 同好会への降格について

- ① 年度末に部員数が0となる。
- ② 週1回以上の定期的活動がなされていない。
- ③ 年間活動計画ができていない。
- ④ 顧問がいない。

その他、部の責任者（部長、顧問）が今後の活動の継続が不可能と判断した場合。

上記のいずれかに該当する場合、部長会、生徒総会の承認の後、職員会議を経て降格となる。

【生徒会会則】

第1章 総則

第1条 本会は東京都立第五商業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は会員の自主性・自発的活動を通じ、学校生活の改善と向上を目指すことを目的とする。

第2章 組織

第3条 本会は本校全日制課程の全生徒をもって構成する。

第4条 本会は次の機関を置く。

- 1 生徒総会
- 2 執行部
- 3 総務委員会
- 4 HR委員会
- 5 各種専門委員会（風紀・保健・美化・視聴覚・図書・編集・合唱祭企画・五商祭企画・体育祭企画）
- 6 選挙管理委員会
- 7 会計監査
- 8 部長会

第5条 本会は顧問として本校教職員を置く。

第3章 生徒総会

第6条 生徒総会（以下総会と称す）は全会員により構成され、本会の最高議決機関とする。

第7条 総会は原則として年2回とし、会長がこれを招集する。ただし、総務委員会またはHR委員会が必要と認めた場合及び会員の5分の1以上の署名による要求が執行部に提出された場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第8条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、3学期において議長が必要と認めた場合は会員総数から欠席した3年生の総数を除くことができる。

第9条 総会では次の事項について審議する。

- 1 本会での活動状況の報告・承認及び活動計画案の審議・決定
- 2 予算案の審議・決定及び決算の報告・承認
- 3 部の昇格・廃止及び同好会の新設・廃止
- 4 会則の改正及び制定
- 5 その他総務委員会が必要と認めた事項

第10条 予算決算及び一般事項は出席会員の過半数の賛成・承認をもってこれを可決とする。議決は、拍手・挙手または投票による。

第11条 総会の議題は総務委員会で審議され、総会の前までに公示されなければならない。ただし、臨時総会はこの限りではない。

第12条 総会の議事進行は議長団が行い、その選出は総務委員会に一任する。

第4章 執行部

第13条 執行部は会員の意思を代表して生徒会活動を全般的に執行する。

第14条 執行部は本会会長、副会長、会計及び書記により構成される。

会 長（1名） 生徒総会及び総務委員会を招集しこれを主宰する。

副会長（2名） 生徒会長を補佐し、会長不在の際は代理する。

会 計（4名） 生徒会全般の会計を掌る。

書 記（4名） 生徒会全般の記録及び事務を掌る。

第15条 執行部の任期は1年とし、交代時期は11月とする。

第16条 執行部の役員選出は次の通りとする。

- 1 会長は、全校生徒の無記名投票により有効得票数の過半数を得た者とする。なお、過半数を得られないときは、高得点2名により決戦投票を行う。
- 2 副会長及び会計、書記は、同様に投票を行い、副会長は高点者2名、会計及び書記は高点者4名とする。
- 3 庶務は生徒会全般の庶務を行い、顧問が任命する。
- 4 各選挙において候補者が定数の場合は信任投票を行う。信任には過半数の得票を必要とする。

第5章 総務委員会

第17条 総務委員会は総会に次ぐ議決機関とする。ただし議決権は構成員が有する。

第18条 本会は執行部、HR委員、各種専門委員会の委員長、部長会代表者により構成され、委員の任期は1年とする。

第19条 総務委員会の議長団は執行部が行う。

第20条 総務委員会は原則として月1回とし、生徒会長がこれを招集する。ただし会長が必要と認めた場合または構成員の3分の1が必要と認めた場合は臨時に招集しなければならない。なお、本会は3分の2以上の出席により成立する。ただし、3学期において議長が必要と認めた場合は委員総数から欠席した3年生の総数を除くことができる。

第 21 条 総務委員会では次の事項を行う。

- 1 総会に提出する議案の審議・決定
- 2 総会に代わり、本会に関する議案の審議・決定
- 3 各機関の連絡調整

第 22 条 議案の成立は一般事項については出席委員の過半数の賛成・承認をもってこれを可決とする。議決は、拍手・挙手または投票による。

第 6 章 HR 委員会

第 23 条 HR 生徒活動の中核として総務委員会に出席し、各種専門委員会と連絡を図るとともに HR における必要な事項を処理する。

第 24 条 各 HR から 2 名を選出し、任期は 1 年とする。

第 7 章 各種専門委員会

第 25 条 各 HR から原則 2 名ずつ（編集委員・視聴覚委員・選挙管理委員は 1 名ずつ）選出された委員により構成され、任期は 1 年とする。

第 26 条 各機関の分掌事項は次の通りとする。

風紀委員…校内における風紀に関する事項を処理し、また駐輪指導を行う。

保健委員…生徒の保健衛生に関する事項を行う。

美化委員…教室及びその他の施設の美化・清掃につとめる。

視聴覚委員…校内放送、その他の視聴覚に関する事項を行う。

編集委員…五商新聞その他編集に関する事項を行う。

図書委員…図書の貸出、図書館だよりの発行、推薦文の募集等を行い活発な図書館利用を目指す。

合唱祭企画委員…合唱祭の企画・運営を行う。

五商祭企画委員…文化祭の企画・運営を行う。

体育祭企画委員…体育祭の企画・運営を行う。

第 8 章 部

第 27 条 生徒会会則第 2 条により、本会は部活動として文化部と運動部をおく。

第 28 条 部長会は運動部・文化部を総括代表し、各部の運営を円滑にするために置く。運動部と文化部の部長により構成され、その代表各 1 名は総務委員会に出席する。

第 29 条 別に定める部活動細則に従う。

第 9 章 選挙管理委員会

第 30 条 本会は HR から選出された 1 名の委員から構成され、執行部の選挙管理にあたる。

第 31 条 第 16 条に従う。

第 10 章 会計

第 32 条 本会の経費は生徒会費によってまかなわれる。

第 33 条 別に定める生徒会会計細則に従う。

第 11 章 会計監査

第 34 条 総務委員会から互選によって選任する。監査員は 5 名とする。

第 35 条 監査員は次の職務を遂行し、総会に報告する。

- 1 本会各機関の会計の現状把握
- 2 備品・物品の監査
- 3 決算書の監査

第 12 章 会則の改正

第 36 条 本会則の改正は生徒総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成があり、校長の承認を経るものとする。

【生徒会会計細則】

生徒会会則第 33 条より

第 1 項（会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 2 項（会計予算項目）

生徒会会計予算の項目は次のとおり（前年度、次年度繰越金を除く）とする。

収入の部

- （１） 会費収入
 - ・ 第 31 条による生徒会費
- （２） 雑収入
 - ・ 利息、繰入金、文化祭収益金など

支出の部

- （１） 生徒会運営費
 - ・ 生徒会活動全体に関する運営経費（含む生徒会誌発行費）
- （２） 各種行事費
 - ・ 文化行事および体育行事に関する経費
- （３） 部活動費
 - ・ 大会参加費
 - ・ 連盟加盟費
 - ・ 部活動に必要な共有の消耗品の購入費用（消耗品費）
- （４） 部・同好会援助費
 - ・ （３）以外で、活動上必要となった消耗品などの購入費用
- （５） 予備費
 - ・ その他予測できない必要とみとめられる経費

第 3 項（予算編成）

各部より提出された予算請求書をもとに、執行部で原案を作成し、総務委員会で審議し、生徒総会で承認を得る。

第 4 項（予算執行）

各部はそれぞれの顧問の承認を得た上で、支出承認書を生徒会執行部顧問会計担当に提出する。

生徒会会計の出納は生徒会執行部会計と生徒会執行部顧問会計担当があたる。

第 5 項（決算）

生徒会執行部会計は、決算報告書を作成し総務委員会での審議の後、生徒総会で報告・承認を得る。

第 6 項（監査）

生徒会会計の監査は、総務委員会の互選による監査員によって行われ、会計監査の要求により生徒会執行部会計はこれに従わなければならない。また監査員は監査結果を総務委員会に報告する。